

定例会・臨時会レポート

◆令和4年 第4回定例会 ◎12月14日から16日

議 件 名	内 容
新十津川町冬期生活助成事業に関する条例の制定	高齢者世帯等に対し、冬期間の暖房費用の一部として、1世帯当たり1万2千円相当のふれあい商品券を交付する。
新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	サンヒルズ・サライの維持管理及び運営に係る経費に応じた料金設定を可能にするため、使用料の上限額を見直すとともに、研修室等は1室1時間当たりの使用料に改定する。
新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	ヴィラトップの維持管理及び運営に係る経費に応じた料金設定を可能にするため、使用料の上限額を改定する。
令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第10号）	歳入歳出予算にそれぞれ1億2962万7千円を追加し、総額を76億9995万3千円とする。 【主な内容】 ・社会福祉施設等に対する物価高騰対策事業 1574万円 ・熱供給センターボイラー火格子交換ほか運営費 778万4千円 ・ヴィラトップ内のライティングハウスの内部改修 737万円 ・温水プール循環ポンプのろ過装置修繕 306万1千円 ・中央バス滝新線運行への緊急支援 100万円
令和4年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算にそれぞれ73万4千円を追加し、総額を2億871万3千円とする。 【主な内容】 ・奈井江浄化センターの管理運営に係る本町負担金 47万4千円
令和4年度新十津川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算にそれぞれ3079万円を追加し、総額を8222万9千円とする。 【内容】 ・花月地区の処理施設の整備工事費 3079万円
滝川地区広域消防事務組合規約の変更	滝川地区広域消防事務組合の経費の支弁方法の変更に伴う、組合規約の変更。
公の施設の指定管理者の指定	・新十津川町農村環境改善センター 指定管理者 社会福祉法人 新十津川町社会福祉協議会 代表者 会長 佐川 純 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告	令和3年度の教育委員会の活動状況、学校教育・社会教育施策の目標値及び達成値、評価、施策展開の方向性、次年度への重点取り組みの報告
議員発議（第6号） 「物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化を求める意見書」の提出	食料安全保障の強化に向けて、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰に係る農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を整備するとともに、農畜産物の消費拡大対策を一層強化するなど、営農継続に向けての需給改善策、金融対策を早急に講じることを強く要望する。 提出先 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

開催された定例議会、臨時議会の審議結果報告

◆令和4年 第9回臨時会 ◎10月28日

議 件 名	内 容
専決処分の報告	契約金額の変更 ・契約の目的 旧JR札沼線線路施設撤去工事 ・議決年月日 令和4年6月10日 ・変更の理由 線路土工、構造物撤去工事の、数量確定による変更 ・増減額 498万3千円の減 ・変更後の額 5562万7千円
令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）	歳入歳出にそれぞれ6627万8千円を追加し、総額を75億2787万6千円とする。 【主な内容】 ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（価格高騰支援）支給事業 5195万7千円 ・除雪車両の修繕料 469万6千円

◆令和4年 第10回臨時会 ◎11月28日

議 件 名	内 容
専決処分の報告	契約金額の変更 ・契約の目的 新十津川駅跡地整備事業公園整備工事 ・議決年月日 令和4年6月10日 ・変更の理由 播種工実施箇所の表土置換の実施や、路盤材等に使用する資材、植栽、芝生広場盛土工の数量の変更と運搬処理数量の確定による変更 ・増減額 205万7千円の増 ・変更後の額 6453万7千円
議員発議（第5号） 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	令和4年8月の人事院勧告に鑑み、議員の期末手当を年間4.30月から4.40月に引き上げる。 議員の期末手当については、人事院勧告による支給月数より0.1カ月少ない状況としていたものを、議員のなり手不足対策等の観点から、来期の改選に向けて人事院勧告に準ずるべく、令和4年第4回臨時会で条例の一部を改正し、人事院勧告と同率とした。
新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正	令和4年8月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長および教育長並びに職員の給与等を改定する。 ①町長、副町長および教育長の期末手当の支給月数を令和4年度は年間4.25月から4.35月に、令和5年度はさらに年間4.40月に引き上げる。 ②若手職員の給料月額について引き上げ改定（初任給については、大卒者で3千円、高卒者で4千円の引き上げ）を行うとともに、職員の期末勤勉手当の支給月数を年間4.30月から4.40月に引き上げる。
令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第9号）	歳入歳出予算にそれぞれ4245万円を追加し、総額を75億7032万6千円とする。 【主な内容】 ・新十津川ダム取水塔の修繕費 3850万円